

Title	ドイツにおける警察史研究の成果と課題
Sub Title	Ein Überblick über die Forschungen zur Polizeigeschichte in Deutschland
Author	金田, 敏昌(Kaneda, Toshimasa)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2007
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.100, No.2 (2007. 7) ,p.543(107)- 559(123)
JaLC DOI	10.14991/001.20070701-0107
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20070701-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

ドイツにおける警察史研究の成果と課題

金田 敏 昌

（初稿受付 2006 年 10 月 2 日、
直読を経て掲載決定 2007 年 6 月 28 日）

I はじめに

本稿の課題は、近現代ドイツにおける警察を扱う歴史研究の動向を整理することにある。ドイツでは、警察の歴史研究が萌芽を迎えるのは 1970 年代後半になってからであるが、80 年代以降歴史学がナチ犯罪の実態を巡って活発な議論を展開するなかで、警察史研究もこの議論に一定の貢献をなしてきた。さらに最近では、一次資料を用いた歴史研究によって、第二次世界大戦後の「いわゆる脱警察化」⁽¹⁾の実態が明らかにされ、一部ではナチ期から戦後警察への歴史的な連続性が強調されるようになってきている。本論では、まず、1970 年代後

半から 80 年代にかけて提出された、ドイツ史における「近代警察」を巡る研究を紹介するとともに、80 年代半ば以降の研究の動向について、とりわけ方法的な観点から概要を示す（第 II 節）。続いて、とくにナチ期を経て戦後に至る警察制度・組織の史的変遷を巡る議論に焦点を当て（第 III 節）、さらに本格的に解明されていない研究領域として「現場」の警察業務にも注目しつつ若干の考察を行う（第 IV 節）。

II ドイツ史研究と警察

① 犯罪の社会史研究と警察

ドイツ史研究において、警察が「影のような存在」⁽²⁾から抜け出したのは比較的最近のこ

- (1) 1970 年代のドイツにおける事典解説の一例では、戦後警察に関する叙述は概念的理解にとどめられている。すなわち、ドイツにおいては伝統的に警察が果たしてきた「行政警察」を解消し、「執行警察」に機能制限する局面が戦後になって到来したという。Knemeyer, F.-L., "Polizei", in: *Geschichtliche Grundbegriffe. Historische Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland. Band 4*, hrsg. v. Brunner, O. / Conze, W. / Koselleck, R., Stuttgart 1978, S. 875–897, hier S. 895ff.
- (2) Lüdtke, A., "Einleitung. 'Sicherheit' und 'Wohlfahrt'. Aspekte der Polizeigeschichte", in:

とであり、犯罪史研究の蓄積がこの警察史研究の発展に重要な役割を果たした。

犯罪の歴史研究ならびに歴史犯罪学が重要な成果をあげたのは 1970 年代半ば以降のことである。犯罪史研究の対象地域や時期はさまざまであったが、共通の問題関心として以下の四点が挙げられる。第一に、社会的行為を犯罪とみなす社会規範ないし刑法規範が、歴史的にどのように変容してきたのか、第二に、犯罪の形態や種類と、犯罪の原因、第三に、支配階級ないし世論の犯罪(者)に対する認識、第四に人びとの社会的行為(犯罪)に関する自己認識、以上を明らかにすることである⁽³⁾。これらはすぐれて社会史的な問題関心として位置づけられるが、犯罪史研究の社会史的意義は人びとの社会的自己表現を国家権力との関連で捉えようとするところにある。とりわけ、国家権力による犯罪(者)の「ラベル貼り」だけでなく、人びとが法、裁判、秩序を要求し、あるいはこれらに衝突する契機も視野に収められている⁽⁴⁾。このような国家と人びととの関係を現実の生活世界で媒介したのが、近代においてはまさに警察であり、犯

罪の歴史研究は国家権力の実体としての警察に関心を寄せるようになったのである。

② ドイツ警察史研究の萌芽

ドイツにおける広義の警察史研究の変遷をみてみよう。18 世紀までのプロイセンにおいては、広義の「ポリツァイ」は、福祉全般を包括する「公共の善き秩序」を意味した。それが 19 世紀から 20 世紀にかけて近代的な警察に変化していくことになる。警察権や行政管轄の歴史的变化に関して、1970 年代半ばまでの警察史研究では、19 世紀において広義の警察が福祉機能から分離し、「秩序確保」と「危険防除」という二重の課題に制限されて、近代的警察概念が生成する局面が分析されていた⁽⁵⁾。しかし、法制史的理解にとどまらず、警察の実態をも視野に据えた包括的な歴史研究が本格化するの、その後 80 年代半ばにかけてのことである。

この萌芽期における警察史研究の特徴は、問題関心として、「国家の暴力独占」の装置としての警察を近代社会との関係で捉えようとした点、分析対象として、19 世紀から第一次

‘Sicherheit’ und ‘Wohlfahrt’: Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert, hrsg. v. Lüdtke, Frankfurt a. M. 1992, S. 7–33, hier S. 22.

(3) わが国における研究紹介として、矢野久「〈歴史犯罪学〉の成果と展望——西欧における犯罪の社会史研究を中心に——(上) / (下)」『三田学会雑誌』82 巻 2 / 3 号 (1989 年 7 / 10 月, 40–56 / 144–162 頁), 同「【犯罪・刑罰】フーコーと下からの社会史」『社会史への途』竹岡敬温 / 川北稔編 (有斐閣, 1995 年, 261–281 頁), 同「ナチズムのなかの 20 世紀——総括と展望」『ナチズムのなかの 20 世紀』川越修 / 矢野編 (柏書房, 2002 年, 314–329 頁), 同「犯罪史 ドイツ史からの展望」『社会経済史学の課題と展望』社会経済史学会編 (有斐閣, 2002 年, 440–452 頁)。

(4) Lüdtke / Reinke, H., “Crime, police, and the ‘good order’: Germany”, in: *Crime history and histories of crime: studies in the historiography of crime and criminal justice in modern history*, Emsley, C. / Knafla, L. A. (eds.), Westport 1996, p. 108–137, here p. 127.

(5) Götz, V., *Allgemeines Polizei- und Ordnungsrecht. 9. Aufl.*, Göttingen 1988, S. 14ff.

世界大戦期にかけてのプロイセンを重点的に扱った点にある。⁽⁶⁾ここでは、二つの研究をとりあげる。

リュトケは、階層分化が進展するプロイセン社会において「公共の安寧と秩序」を維持するために、監視と統制を担う新しい警察網が、1815年以降とりわけ20年代から30年代にかけて緊密化する過程を明らかにした。彼の独自性は、警察の物理的暴力の行使のみならず、「象徴的」な作用にも着眼したことにある。とはいえ当該期には国家地方警察や自治体警察といったさまざまな形態が並存していたのであり、これらが決定的な統合局面を迎えるのは48年革命から反動期にかけてであった。彼は、警察によって革命勢力を弾圧する国家権力を重視し、この国家権力の確立に、その後ナチ体制下で大衆的な抵抗が欠落した原因をみている。⁽⁷⁾

もう一つは、対象時期としては19世紀後半期から20世紀初頭を扱うフンクの研究である。彼は、「ベルリン警官隊」に、「命令と服従」にみられる軍隊的な性格と並んで、市民生活に「安寧と秩序」を保証するという大都市警察としての性格を見出す。この両者を媒介したのが市民層の妥協であったと主張す

る点に彼の独創性がある。市民層は警察の私的領域への強制的な介入に対して、批判的な立場をとってきたにもかかわらず、急速な工業化・都市化に伴って膨張する下層階級に対する恐れから、官憲的な監視や取締りを容認するに至ったという。1880 / 90年代にかけては、ベルリンの街頭にたむろする酔っ払い、浮浪者、売春婦やその「ひも」、盗人、怠惰者といった目前の危険や暴力的な社会運動に対する不安から、市民層は自らの安全と財産を守るために警察の出動を要請するという図式が形成されたと主張する。一方、警察の刑事課題については、犯罪学といった科学的アプローチの援用にもとづいて、警察は官僚制から脱却した柔軟な知と技術によって「予防的犯罪撲滅」をめざしたという。⁽⁸⁾

フンクは、プロイセン警察が国家による物理的暴力の行使を合法化していく過程を政治・経済・社会の諸変化との関連で捉えることで、ドイツ史の特殊性を析出している。⁽⁹⁾戦後警察との関係でいえば、このような歴史的な理解は戦後西ドイツ国家の説明にも密接に関連していた。ヴェルケンティン⁽¹⁰⁾は政治学的見地から「プロイセン警察の復古」の問題を批判的に検討している。

(6) Lüdtke / Reinke, "Crime", p. 117.

(7) Lüdtke, 'Gemeinwohl', *Polizei und 'Festungspraxis'. Staatliche Gewaltsamkeit und innere Verwaltung in Preußen, 1815-1850*, Göttingen 1982, S. 348ff.

(8) Funk, A., *Polizei und Rechtsstaat. Die Entwicklung des staatlichen Gewaltmonopols in Preußen 1848-1914*, Frankfurt a. M. / New York 1986, S. 244ff. u. 275ff.

(9) Funk, *Polizei und Rechtsstaat*, S. 17ff. u. 312ff.

(10) Vgl. Werkentin, F., *Die Restauration der deutschen Polizei. Innere Rüstung von 1945 bis zur Notstandsgesetzgebung*, Frankfurt a. M. 1984. 近年のフンクの指摘もみよ。Funk, "Die Entstehung der Exekutivpolizei im Kaiserreich", in: *Innere Sicherheit, Demokratie und In-*

1980年代半ば以降になると、異なる観点からも近代ドイツの警察が議論されるようになった。⁽¹¹⁾ 政治警察の展開についてはジーマンが、プロイセンを越えてドイツ連邦の諸国家に目を向け、効率的な証拠調査と容疑者の収監をねらいとする諜報網の構築が、後の社会主義運動の鎮圧に決定的役割を担ったと主張している。⁽¹²⁾ ニチュケは、19世紀初頭のリップにおける地方警察に焦点を当て、「犯罪撲滅」を目指して警察改革が展開する過程を明らかにした。⁽¹³⁾ 南西ドイツ諸都市を対象としてヴィルジンクは、盗賊団撲滅のために新設された地方警察による下層民や学生の取締まりを経て、官僚的近代国家が広範な社会階層を掌握する過程を分析している。⁽¹⁴⁾

とくに「上から」の「国家の暴力独占」という理解に対しては、地域研究が異なる像を提

供している。ルール地方に目を転じたイエッセンは、企業家が「信頼するに足る」労働者から私的な治安組織を構成し、20世紀初頭の炭鉱ストライキを機にその警察的機能を強化していく過程を明らかにした。⁽¹⁵⁾ またラインケは、ラインラントの諸都市を対象に、第一次世界大戦時まで各々の都市警察がさまざまな福祉業務に従事していたとし、これらの国家警察化をヴァイマル期にみている。⁽¹⁶⁾

以上の研究から明らかになるのは、ドイツでは歴史的にみて、警察が、福祉機能から分離し、「秩序確保」と「危険防除」課題に限定された近代的警察へと移行する過程が、実態レベルにおいては、さまざまな様相を呈し容易には進行しなかった点である。

nere Sicherheit in Deutschland, hrsg. v. Lange, H.-J., Opladen 2000, S. 11–27, hier S. 11 u. 25.

(11) ニチュケは、“deutsche Polizeigeschichte”を“Geschichte der deutschen Polizei(en)”として注記し、地域性や部門・職階間の差異に着眼すべきとしている。Vorwort v. Nitschke, P., in: *Die Deutsche Polizei und ihre Geschichte: Beiträge zu einem distanzierten Verhältnis*, hrsg. v. Nitschke, Hilden 1996, S. 8f.

(12) Vgl. Siemann, W., *‘Deutschlands Ruhe, Sicherheit und Ordnung.’ Die Anfänge der politischen Polizei in Deutschland 1806–1866*, Tübingen 1985.

(13) Vgl. Nitschke, *Verbrechensbekämpfung und Verwaltung. Die Entstehung der Polizei in der Grafschaft Lippe 1700–1814*, Münster / New York 1990.

(14) Vgl. Wirsing, B., “‘Gleichsam mit Soldatenstrenge’: Neue Polizei in süddeutschen Städten. Zu Polizeiverhalten und Bürger-Widersetzlichkeit im Vormärz”, in: *‘Sicherheit’ und ‘Wohlfahrt’*, S. 65–94.

(15) Vgl. Jessen, R., *Polizei im Industrieviertel. Modernisierung und Herrschaftspraxis im westfälischen Ruhrgebiet 1848–1914*, Göttingen 1991; ders., “Wohlfahrt und die Anfänge des modernen Sozialstaats in Preußen während des Kaiserreichs”, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 20. Jg. / Heft 2, 1994, S. 157–180.

(16) Vgl. Reinke, “... hat sich ein politischer und wirtschaftlicher Polizeistaat entwickelt’. Polizei und Großstadt im Rheinland vom Vorabend des Ersten Weltkrieges bis zum Beginn der zwanziger Jahre”, in: *‘Sicherheit’ und ‘Wohlfahrt’*, S. 219–242.

③ 「警察の社会史」の研究史的意義

イギリスのドイツ史家エヴァンスの指摘によれば、ドイツの警察史研究は1980年代半ばに重要な局面を迎えた。⁽¹⁷⁾ 第一に、医学、司法、軍部によるナチ犯罪への関与が問題化され、警察にも批判が向けられるようになった。このことによってヴァイマル期からナチ期の警察史研究が本格化し、秩序警察、刑事警察、ゲシュタポという警察組織へと対象が拡大している。第二に、日常史研究の台頭にもなつて、末端レベルの「警察実践」の分析をとおして、警察の実態が研究されるようになった。

この点は歴史学全般の変化と連動している。中央レベルにおける制度・組織の変遷の構造的な理解に抗しつつ登場した、ミクロレベルの「日常」への視覚は、社会内部における国家の権力行使のメカニズムに眼を向けた。リュトケは、暴動や不穏の対処が業務規定ではなく、「現場」における警察官の裁量に委ねられていたとし、彼らが暴徒に対して抱いた「不安」が、「悪循環」を伴って、物理的な暴力行使のみならず、暴力の象徴的作用をも強めていくことになったと指摘している。⁽¹⁸⁾

この象徴的作用は狭義の警察に限定されない。近代化の過程で個別専門化した福祉行政を広義の警察権力との関係でとらえることに

より、さまざまな社会領域の「警察化」の歴史研究の拡大が図られている。この警察権力の歴史的展開を分析するにあたって、フーコーの規律化の問題が批判的に検討されている点は注目に値する。⁽¹⁹⁾

以上のように、ドイツの警察史研究は、1970年代以降、警察を国家権力的手段として捉え、その確立と展開の過程を社会の変化と関連づけて分析するようになった。とりわけ80年代半ば以降、犯罪史研究と連動し、さまざまな領域における規律化権力が広義の警察として捉えられ、ミクロレベルの権力行使のメカニズムが人びとの行為や抵抗との関係において明らかにされた点で、すぐれて社会的な意義をもちうるものとなった。今世紀にかけて警察史研究は、戦後警察をも本格的な考察の対象とする局面を迎えているが、「警察の社会史」⁽²⁰⁾をめざして歴史研究が進展する背景には、歴史学がナチ犯罪の実態究明に積極的に従事したことがある。

III 警察制度・組織の諸側面

方法としてのドイツ警察史研究の整理からも、地域や末端の職階レベルにまで研究の対象が拡大したことがうかがえる。そこで第

(17) Evans, R. J., "Polizei, Politik und Gesellschaft in Deutschland 1700–1933", in: *Geschichte und Gesellschaft*, 22. Jg. / Heft 4, 1996, S. 609–628, hier S. 627.

(18) Lüdtke, "Einleitung", S. 8.

(19) Lüdtke, "Einleitung", S. 26ff.; Evans, "Polizei", S. 628. 矢野「総括と展望」, 316–320頁。

(20) Vgl. Jessen, "Polizei und Gesellschaft. Zum Paradigmenwechsel in der Polizeigeschichtsforschung", in: *Die Gestapo-Mythos und Realität*, hrsg. v. Paul, G. / Mallmann, K.-M., Darmstadt 1995, S. 19–43.

III 節及び IV 節では、個々の研究の内容を具体的にみることにする。その際第 III 節では、ヴァイマル期からナチ期を経て戦後に至る時期における警察制度・組織の歴史研究に焦点を当てる。

① ドイツ警察の中央集権化

1980 年代後半以降に、警察の歴史研究が携わった議論のひとつとして、ヴァイマルからナチス・ドイツにかけての歴史的連続・断絶の問題が挙げられる。⁽²¹⁾ まずレスマンの研究をみてみよう。彼はプロイセン治安警察の軍隊的構造の連続性を主張する。ヴェルサイユ体制下でドイツの軍縮が求められたことにより、警察は準軍事的組織としての色彩を強めた。彼によれば、社民連立政党の内務相も体制基盤の維持を優先したことにより、治安警察は「かつてのプロイセン軍の後継者」としてナチ期に受け継がれたのである。⁽²²⁾

ヴァグナーは、刑事警察の連続性を明らかにした。諸州の刑事課題を取りまとめる上位

機関となるべき共和国刑事警察局の設立が頓挫し、1925 年以降プロイセン当局が実質的に国内の刑事警察機構を統轄するに至った。この変化と並行して実証されたのは、19 世紀後半以降のプロフェッショナル化の過程である。⁽²³⁾

ナチ期において際立つ現象は、警察権力が国家保安部に集中し、警察部門が「秩序警察」と「保安警察」に再編されたことによって、従来の警察構造が変化した点である。⁽²⁴⁾ しかしながら最近の研究において明らかとなっているのは、一般的な行政領域と同様に警察に関しても、人員改編をはじめとしてさほど劇的な構造改革には至らなかったことである。ナチスによる警察勢力への侵入は、「遅れて始まり、完結しなかった」⁽²⁵⁾ ののである。またナチスの政権獲得から大量虐殺へと至る経路は、合目的的に展開したわけではなかった。その都度の状況変化に対応して、繰り返し変質を伴い展開したというのである。

ナチスに対する警察職員の反応はさまざま

(21) Lüdtke / Reinke, “Crime”, p.121; Reinke, “Polizeigeschichte in Deutschland. Ein Überblick”, in: *Die Deutsche Polizei*, S. 13–26, hier S. 17f.; Lessmann-F., P., “Weimarer Republik: Polizei im demokratischen Rechtsstaat am Beispiel Preußens”, in: *Innere Sicherheit*, S. 29–50, hier S. 45.

(22) Lessmann, *Die preußische Schutzpolizei in der Weimarer Republik. Streifendienst und Straßenkampf*, Düsseldorf 1989, S. 415.

(23) Vgl. Wagner, P., *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher. Konzeption und Praxis der Kriminalpolizei in der Zeit der Weimarer Republik und des Nationalsozialismus*, Hamburg 1996.

(24) Wilhelm, F., *Die Polizei im NS-Staat. Die Geschichte ihrer Organisation im Überblick*, Paderborn 1997, S. 39; Nitschke, “Polizei im NS-System”, in: *Innere Sicherheit*, S. 52–65, hier S.54f. u. 58ff.; Noethen, S., *Alte Kameraden und neue Kollegen. Polizei in Nordrhein-Westfalen 1945–1953*, Essen 2002, S. 36ff. u. 45ff.

(25) Gellately, R., *Die Gestapo und die deutsche Gesellschaft. Die Durchsetzung der Rassenpolitik 1933–1945*, Paderborn 1993, S. 89; Nitschke, “NS-System”, S. 52f.

であった。ヴァイマル末期以降、警察上層部がナチ化する一方で、レスマンが明らかにしたように、下級職員の労働組合組織においてはナチスとの接触はみられなかった⁽²⁶⁾。それに対してネーテンは、「強制的ないしは自動的」なナチスと警察との統合過程に注目し、SSと秩序・保安警察との間における職位の「互換性」を提示している⁽²⁷⁾。ラインケが指摘するように、「命令と服従」という軍隊的規律が、新しい「上官」への忠誠を保証したのか、あるいは反共イデオロギーが警察官のナチスへの統合を容易にしたのかといった問題は、今後の研究に委ねられている⁽²⁸⁾。

② 「脱警察化」

連合管理理事会が掲げた占領政策の基本原則は、分権化・非軍事化・非ナチ化・民主化⁽²⁹⁾である。この基本路線がドイツ警察の制度・組織の再編にあたりどのように具体化されたのかについては、ヴェルケンティンが詳細に研究している。英軍占領地区を例にとってみると、都市ないし県レヴェルに分権化された警察組織内部に、議会が構成する「公安委員会」が設置されたことは、警察に対する市民の関与を保証し、伝統的に内務省に集中していた警察権力のヒエラルキーを解体したとい

う点で、ドイツ警察史上の重要な転換点となりえた⁽³⁰⁾。

一方リヒターは、英軍占領地区を例に末端の警察行政に眼を向け、自治体行政及び警察当局、さらに州内務省との利害関係における「脱警察化」の過程を分析した。自治体行政は、主に財政上の理由から、「公共の秩序」という広範な行政警察機能を担うことに困難を抱え、警察当局は「本来」の治安課題に専従することで、組織的な自律性と積極的な社会的イメージを確保する可能性を有したという。ただし「治安維持」のための警察の強制手段が、1931年の「プロイセン警察法」によって保証されていた点を見逃してはならない。彼の分析はノルトライン・ヴェストファーレン州内務省が警察権限を統轄する過程にも向けられており、自治体行政による治安政令の策定を禁止すると同時に、「公共の秩序」ではなく「公共の安寧」という新たな課題のために直属の警察を要求するという同省の方針を明らかにした。後者の方針は、秩序課題における負荷の軽減という自治体警察側の要求を保証したものであったという。48年3月1日の「英軍占領地域におけるドイツ警察再建」に関する英軍指令第135号は、諸州において政府及び議会を当初の改革路線に繋ぎとめたもの

(26) Lessmann, *Die preußische Schutzpolizei*, S. 379ff.

(27) Noethen, *Kameraden*, S. 34. 「強制を伴った志願」についても検討の余地がある。

(28) Reinke, “Überblick”, S. 22f.

(29) 戦時中の警察再編計画については以下に詳しい。Werkentin, *Restauration*, S. 14ff.; Noethen, *Kameraden*, S. 59ff.

(30) Werkentin, *Restauration*, S. 25ff. u. 39ff.; Reinke / Fürmetz, G., “Polizei-Politik in Deutschland unter alliierter Besatzung”, in: *Innere Sicherheit*, S. 67–86, hier S. 73ff.

の、50年代初頭には州警察権の制度化に伴って公安委員会の地位も弱体化し、「脱警察化」は組織の編成上実現したに過ぎず、この過程について彼はむしろ「警察化」を主張する⁽³¹⁾。今後ますますミクロレヴェルの実態分析が必要となっている。

治安の危機的状況とその対処に向けた警察人員の不足に直面して、非ナチ化路線は当初から矛盾を伴って展開した⁽³²⁾。英軍占領地区の警察人員改革の実態について一連の研究が公開されている。ハンブルクを対象に、シュタインボルン / シャンツェンバッハは、占領初期においては、ナチ犯罪に関与した警察職員がヴァイマル期以来の反ナチ勢力によって代替されたが、1947年を境に職場復帰の機会が増大したことを明らかにした⁽³³⁾。プレーメンを例にヴァグナーは、46年以降、旧職員の復帰によって「45年の構造改革の修正」がもたらされた⁽³⁴⁾と主張している。ノルトライン・ヴェストファーレン州内の各地に関してはネーテンが、幹部から下級職員に至る警察官解雇の一貫性を欠いた状況を明らかにしている。結果的に若年層及び女性の幹部起用や新たな警

察官養成施設が実現しなかったことについて、彼はドイツ当局のみならず、「東欧における警察の犯罪行為をよく知っていながら」⁽³⁵⁾、人員改革を断念せざるをえなかった英占領軍にも批判の眼を向けている。

以上のように、英軍占領地区に関する近年の研究をみる限り、「民主化」に向けた警察改革を巡って複雑な利害関係と多様な実態が浮き彫りになる。マクロレヴェルの動向についていえば、ドイツ当局との軋轢や東西対立の進展にもかかわらず、西側連合軍が当初の組織改革構想に固執する局面もあった。フルメツ / ラインケによれば、1949年4月の時点で連邦の警察権限を将来的に制限することが意図され、9月においても高等弁務官会議が各州政府に向けて警察を分権的、非軍事的に機能制限するように通達を出している。したがって、占領政策の失敗と非民主的な警察モデルの「復古」というヴェルケンティンの理解は、個別研究の蓄積をもとに再検討される必要がでてきている。

以上、ヴァイマル期から戦後へと至る警察の制度・組織の変遷に関する近年の歴史研究

(31) Vgl. Richter, J. S., “‘Entpolizeilichung’ der öffentlichen Ordnung. Die Reform der Verwaltungspolizei in der britischen Besatzungszone 1945–1955”, in: *Nachkriegspolizei. Sicherheit und Ordnung in Ost- und Westdeutschland 1945–1969*, hrsg. v. Fürmetz / Reinke / Weinbauer, K., Hamburg 2001, S. 35–50.

(32) Werkentin, *Restauration*, S. 34ff.; Wagner, “Kriminalpolizei und ‘innere Sicherheit’ in Bremen und Norddeutschland zwischen 1942 und 1949”, in: *Norddeutschland im Nationalsozialismus*, hrsg. v. Bajohr, F., Hamburg 1993, S. 239–265. hier, S. 257; Reinke / Fürmetz, “Polizei-Politik”, S. 74 u. 82.

(33) Steinborn, N. / Schanzenbach, K. *Die Hamburger Polizei nach 1945, ein Neuanfang, der keiner war*, Hamburg 1990, S. 20ff. u. 74ff.

(34) Wagner, “Kriminalpolizei”, S. 257.

(35) Noethen, *Kameraden*, S. 59ff.

を紹介した。19世紀以来警察行政は州の専権事項であり、したがって、ナチ期の中央集権化を歴史的断絶として、戦後を「零時点」からヴァイマル・モデルへの回帰として位置づけることもできよう。しかし、さまざまなアクターが関わることによって警察配置を巡る制度・組織綱領は、末端において多様な実態を伴っていた。ここから浮き上がるのは、末端における警察配置と密接に関係していた治安課題が、具体的にどのように警察（官）によって認識され対処されていたのかという問題である。この問題を第IV節で検討する。

IV 警察の「現場」

「現場」で警察（官）がどのような課題意識をもって行動したのか、また住民や「犯罪（者）」にどのように接したのか。第III節と同じくヴァイマル期から戦後に至る時期を対象に研究史を整理する。

① 警察の日常業務とテロル

ヴァイマル期においては、警察は犯罪訴追及び危険防除に専従すべく、従来様々な福祉行政課題を担っていた警察行政が個別の行政

部門へ専門分化する一方で、実態レベルでは依然として伝統的な警察業務も継続していた。個々の業務についてみておこう。ニーンハウスによれば、女性警察官が独自の「倫理観」にもとづいて「青少年保護」の任に当たっていたことは19世紀後半に起源をもつもので、ヴァイマル期にも継続していた⁽³⁶⁾。またクルーは、青少年福祉局と両親の側からも警察による「青少年保護」が要望されていたとして、ヴァイマル期における家族の「警察化」の進展をみている⁽³⁷⁾。

特記すべきは交通警察に関するラインケの研究である。モータリゼーションを背景とした警察の道路交通規制は、ヴァイマル期の新たな現象であり、道路利用者に階層を越えて新たな規範を課したが、その一方で広範な住民層が交通規制を必要とし、住民の警察認識⁽³⁸⁾を変化させる転機となったと彼は主張する。

以上の研究から、「公共の安寧と秩序」を維持する福祉警察課題は、近代化の過程で解消されたのではなく補強されたことが明らかとなる。しかし、ヴァイマル期の警察は、政治的紛争の対処に負われ、警察がこのような日常業務に十分な成果をあげるのはナチ期においてである⁽³⁹⁾。

(36) Vgl. Nienhaus, U., "Einsatz für die 'Sittlichkeit'. Die Anfänge der weiblichen Polizei im Wilhelminischen Kaiserreich und in der Weimarer Republik", in: *'Sicherheit' und 'Wohlfahrt'*, S. 243–266.

(37) Vgl. Crew, D., "Eine Elternschaft zu Dritt. – Staatliche Eltern? Jugendwohlfahrt und Kontrolle der Familie in der Weimarer Republik 1919–1933", in: *'Sicherheit' und 'Wohlfahrt'*, S. 267–294.

(38) Vgl. Reinke, "Polizei und Großstadt".

(39) Bessel, R., "Militarisierung und Modernisierung: Polizeiliches Handeln in der Weimarer Republik", in: *'Sicherheit' und 'Wohlfahrt'*, S. 323–343, hier S. 325.

ナチスの犯罪者取締りについては、1942年以降のブレーメンに焦点を当てたヴァグナーの研究が挙げられる。特記すべきは、ナチス・ドイツの警察部門のなかでも最近まで「無罪」とされてきた刑事警察のナチ犯罪への関与が明らかになったことである。彼によると、物質的欠乏のなかで外国人労働者、逃亡者だけでなく一般住民までもが窃盗団、及び窃盗品の流通ネットワークを構築しており、それによって「戦時経済犯罪」が増加したのに対し、ブレーメン刑事警察官庁はこの犯罪を刑法的課題としてではなく、「イデオロギーの逸脱」による危急の政治課題として独自に取締まったという。「国内治安」確保に向けた「予防的犯罪撲滅」という刑事課題において、ゲシュタポが「密接」に協力し、さらに検事や特別法廷といった司法機関も、事実認定において「刑事警察が手掛けたメモ、報告、調書の受取人」に過ぎなくなっていたとい⁽⁴⁰⁾う。

「青少年保護」に関するムローの研究も、日常レベルの統制実践を扱っている。1940 / 43年の「青少年保護警察令」⁽⁴¹⁾によって、帝国内すべての「逸脱的」な青少年に対する検挙から課罰に至る一連の措置が、警察の業務レベルで完結していたとい⁽⁴²⁾う。

一方ニチュケは、業務レベルでのナチスの受容を分析した。彼によれば、第一に、ナチスは「予防的犯罪撲滅」という近代的な警察課題をいっそう推進した。第二に、犯罪撲滅の実践に当たって、「現場」の職員が広範な自己裁量権を手にした。これは、「法廷の完全な排除」による無制限の警察権力という意味で、警察の近代化に逆行する局面であった。この二面性によってナチスの警察改編は、現場職員にとって「前進的」なものとして歓迎され、労働忌避者、不良少年、同性愛者などの「反社会的分子」に対する統制も可能になったとい⁽⁴³⁾う。

秩序警察によるテロ行為、とりわけ東部占領地域における秩序警察部隊による犯罪については、ブラウニングがポーランドでの「第101警察予備大隊」の犯罪行為の実態を明らかにした。中年層の予備役隊員のなかにはナチ・イデオロギーに異を唱える者もいる状況において、何故、「普通の人びと」が殺戮行為に積極的に加担しえたのか。彼は、イデオロギー的な動機や「権威主義的パーソナリティ」にみられる心理学的作用、また作業過程の断片化、日常手順化、官僚制的な非人格化といった諸要因を過大評価せず、むしろ警察予備大

(40) Vgl. Wagner, “Kriminalpolizei”.

(41) Polizeiverordnung zum Schutze der Jugend, vom 9. 3. 1940, RGBl. I, S. 499; Polizeiverordnung zum Schutze der Jugend, vom 10. 6. 1943, RGBl. I, S. 349.

(42) Mulot, T., “Erzieher in Uniform. Polizisten und Polizistinnen und ihr Umgang mit Jugendlichen im Zweiten Weltkrieg und in der Nachkriegszeit 1939–1952”, in: *Nachkriegspolizei*, S. 255–275, hier S. 257ff.; 拙稿「戦後西ドイツにおける青少年保護の史的考察——デュッセルドルフ市青少年保護週間（1953年）に至る制度と実践」（慶應義塾大学大学院経済学研究科2003年度修士論文），4-6頁。

(43) Nitschke, “NS-System”, S. 56f.

隊という集団内部の「同僚との人間関係」などにもとづいた「合理的」な行動様式を重視する⁽⁴⁴⁾。しかし、ネーテンも指摘するように、犯罪行為への関与が明らかにされているのは、戦時中に実在した、総じて百個を越す予備大隊のうち三分の一程度に過ぎない⁽⁴⁵⁾。全貌の究明が必要となろう。

銃後の住民と警察の関係についても、ゲシュタポの業務実態をとおして分析が深められている。ゲシュタポ研究自体は既に1950年代に始まっていたが、「上から」の監視によるゲシュタポの「全能性」、及び社会空間における「偏在性」を強調する傾向にあった。それに対し最近では、「下から」の住民の協力に焦点が当てられるようになってきている⁽⁴⁶⁾。

ジェラトリーは、住民のゲシュタポに寄せる「密告」に焦点を当てた。政治的・人種的イデオロギーにもとづいた密告に加えて、ドイツ人住民同士の日常的な揉め事に由来する無数の密告の内実である。ゲシュタポは、デマも含む住民の情報に依拠せざるをえなくなったという⁽⁴⁷⁾。さらに彼は、住民による当局への情報提供が制度化した東ドイツと比較して、

ゲシュタポ人員が不足していた状況下での密告行為を社会内部からの権力への積極的な関与とみている⁽⁴⁸⁾。

以上の研究から明らかになるように、「予防的犯罪撲滅」と「自己裁量」にみられた警察の現場実践の両面性は、犯罪捜査や新旧の福祉課題に従事した末端職員のニーズに応じて受容され、結果として極限的な社会統制や抑圧に道を開くことにもなりえた。また、個々のテロ行為においてナチ・イデオロギーに帰すことのできない動機も見出される。さらに警察が人びとの日常生活を広範囲に把握する背景には、社会内部からの働きかけも存在した。なぜ虐殺行為が起これたのかという問いに対して、近年の歴史研究はより具体的な検討材料を提示するようになってきたといえるだろう。

② 「脱警察化」と「現場」

既にヴェルケンティンが言及しているように、連合国管理理事会はドイツ警察の活動領域を治安維持、刑法の執行、理事会ないしは各国占領軍規定の実施に制限するという構想

(44) Browning, C. R., *Ganz normale Männer. Das Reserve-Polizeibataillon 101 und die 'Endlösung' in Polen*, Reinbek 1993. <邦訳：クリストファー・ブラウニング（谷 喬夫 訳）『普通の人びと——ホロコーストと第101警察予備大隊』（筑摩書房，1997年）>，S. 241ff. <邦訳，234-269頁。>

(45) Noethen, *Kameraden*, S. 42.

(46) Paul / Mallmann, "Auf dem Wege zu einer Sozialgeschichte des Terrors. Eine Zwischenbilanz", in: *Mythos und Realität*, S. 3-18, hier S. 14f.; Reinke, "Überblick", S. 21; Mallmann, "Einleitung", in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg. 'Heimatfront' und besetztes Europa*, hrsg. v. Paul / Mallmann, Darmstadt 2000, S. 1-8, hier S. 1; 矢野「総括と展望」，322-325頁。

(47) Gellately, *Rassenpolitik*, S. 151 ff.

(48) Vgl. Gellately, "Denunciations in Twentieth-Century Germany: Aspects of Self-Policing in the Third Reich and the German Democratic Republic", in: *Journal of Modern History*, Vol. 68, No. 4, 1996, p. 931-965.

を抱いていた。この「脱警察化」の対象は、米軍占領地区を例にとってみると、難民や外国人の管理統制、多岐にわたった警察令の策定、住民や集会監視などの政治警察活動、私的領域への強制介入といった局面である。⁽⁴⁹⁾

しかし現実問題として、犯罪、難民、占領軍兵士による不法行為の蔓延が各国占領軍にとって重大な治安課題であった。⁽⁵⁰⁾ 実践的な現実問題に直面して、従来の警察人員が職場復帰したことについては第 III 節でみたとおりである。彼らが積極的に携わった「現場」は、外国人、浮浪者、若者、闇市、物資の窃盗、麻薬、性病、交通規制にかかわるものであるが、「現場」で警察がどのように行動していたのかについて、実態は定かでない。しかし、既に戦時中にも問題となっていた諸々の「危機的」状況下で、警察官は従来培ってきた経験やルーチンを受け継いで事に当たろうとしたというフルメツ / ラインケ / ヴァインハウアーの指摘は重要である。⁽⁵¹⁾ ヴァグナーによれば、1951 年でも犯罪学の専門雑誌において、「たとえば基本法が施行され、帝国刑事警察官庁の規定がもはや拘束力をもたなくとも、現刑事官庁は「常習犯」に対して「いわゆる『組織的な監視』を引き続き実践している」、とハンブルクの刑事職員が報告していた。⁽⁵²⁾

このようにみると、1950 年代にかけての戦後警察の実態を把握するには、制度・組織改

革といった末端の警察行政にとどまらず、終戦を迎えた社会状況下で治安当局及び「現場」の警察官がどのような課題意識を抱き、どのような手段を用いて課題に対処したのか、その結果獲得された経験は警察のどのような自己認識やアピール戦略の形成に反映していったのかといった問題を検討する必要がある。以下、個別研究に依拠してその到達点を明らかにしたい。警察による状況把握及び対処の過程を追うことによって、自ずから、住民や「犯罪者」と警察（官）との接点に眼を向けることにもなる。

まず「青少年保護」に関するムローの研究からはじめよう。1939 年から 52 年の時期を対象に彼が明らかにしたのは、ハンブルクとラインラント諸都市における「青少年保護」実践の継続である。第一に実践の法制的な根拠として、40 / 43 年の「青少年保護警察令」が戦後も効力を有した。英占領軍によって警察の課罰規定や強制措置に一定の制限が課せられ、青少年福祉局の権限は回復の兆しもみせていたが、しかし第二に、青少年福祉局自体が「現場」での妨害行為に対し「適格な人物」としての警察の介入を必要とした。第三に、巡回業務や非行少年の補導だけでなく、一部の文化事業でも、警察による「教育」課題が継続していたというのである。⁽⁵³⁾

これは、1952 年 1 月における「青少年保護

(49) Werkentin, *Restauration*, S. 14ff.; Reinke / Fürmetz, “Polizei-Politik”, S. 81.

(50) Werkentin, *Restauration*, S. 30.

(51) Fürmetz / Reinke / Weinbauer, “Nachkriegspolizei in Deutschland. Doppelte Polizeigeschichte 1945–1969”, in: *Nachkriegspolizei*, S. 7–33, hier S. 16ff.

(52) Wagner, “Kriminalpolizei”, S. 260.

警察令」の廃止と「青少年保護法」⁽⁵⁴⁾の施行に至る過程が、青少年福祉局にイニシアチヴを保証した「脱警察化の成功の歴史」⁽⁵⁵⁾であったというテーゼに対する批判を意味する。この点に関してムローは、断片的な事例を挙げるにとどまり本格的な実証には達していないものの、積極的な「警察化」の過程を指摘している。青少年福祉局が警察から業務課題を引継ぐだけでなく、警察の象徴的な威嚇効果をも利用したという。彼の着眼点は、戦後の若者を巡る警察課題をナチス・ドイツとの歴史的な連続性において捉えるところにある。

「青少年保護法」の実践を巡る警察の具体的な変容については筆者が、デュッセルドルフ市青少年福祉局の主催で1953年5月に開催を迎えた「青少年保護週間」と、その開催に至るまでの「青少年保護活動」を例として分析した。その結果明らかとなった点は以下のようによまとめられる。

第一に、戦後まもなくノルトライン・ヴェストファーレン州において、中毒症・性病問題に従事する民間団体のイニシアチヴによって「青少年保護活動」が開始された。1950年

代に至る過程で、青少年問題の対象領域及び年齢層の拡大が図られた。「すべての成人が責任をもつ」とする「青少年保護」の理念において、警察は「とりわけ」重要な協力者であった。実践時は、州や連邦レベルの「青少年保護」の制度化に働きかけ、各都市及び郡に向けては、体系的な「青少年保護週間」の開催によって「教育者の教育」⁽⁵⁶⁾を施している。

第二に、連邦議会による「青少年保護法」策定は、「悪質なヒムラー令」⁽⁵⁷⁾の撤廃を出発点として最終的に警察の関与に関する条文を削除した。にもかかわらず立法根拠は一貫して警察の介入を前提としている⁽⁵⁸⁾。

第三に、デュッセルドルフ市は、「青少年保護法」の普及と遵守をめざして、自他共に「模範的」と認める「青少年保護活動」と「青少年保護週間」を実施した。この活動の一環として、市内各地で日常的に巡回を実施した「青少年補導所」は、「課題領域の拡大ゆえに集中的な作業が困難になる」として、「警察署の編入」による事業再編と人員強化を図っている⁽⁵⁹⁾。「青少年保護週間」の催事としてさまざまな職業集団を対象にした啓蒙講演は、青少年

(53) Mulot, “Erzieher in Uniform”, S. 266ff.

(54) Gesetz zum Schutze der Jugend in der Öffentlichkeit, vom 4. 12. 1951, BGBl. I, S. 936.

(55) Mulot, “Erzieher in Uniform”, S. 272.

(56) Deutsche Hauptstelle gegen die Suchtgefahren, Arbeitsbericht über die Jugendschutzwochen in der Deutschen Bundesrepublik. Okt. 1950 bis Juli 1951, vom 20. Juli 1951, in: StAD (Stadtarchiv Düsseldorf), IV 18153; Arbeitsstelle “Aktion Jugendschutz” in Nordrhein-Westfalen, Kurze Einführung in die Aktion “Jugendschutzwochen”, vom Apr. 1951, in: StAD, IV 18153; Landesarbeitsstelle “Aktion Jugendschutz” in Nordrhein-Westfalen, Arbeitsbericht der Zeit vom 1. 4. 1951 - 31. 3. 1952, vom 18. Juli 1952, in: StAD, IV 18153.

(57) Verhandlungen des Bundestages, 1. Wahlperiode, S. 532.

(58) Drucksache des Bundestages, Nr. 1430(neu), S. 12.

福祉局と警察の双方の要望にもとづいて、警察職員に対してのみ複数回開かれ、全員の出席が義務付けられた。⁽⁶⁰⁾

このように、警察による「青少年保護」が1950年代の青少年に関する一連の法制化の過程においても継続していた。しかし、戦後民主国家における警察と福祉領域の繋がりは、実質的には新しい「警察実践」として成果をあげたのだろうか。これを判断するうえで、啓蒙講演でどのような「実りある議論」⁽⁶¹⁾がなされ、聴講した警察職員がどのように「青少年保護活動」を行ったのかが重要となるが、それについては史料の欠如により明らかにならない。ムローの研究においても、「補導」ないしは「警告」の具体的な内容は不明である。⁽⁶²⁾

「青少年保護」の成果に関して示唆を与えてくれるのが、グロートゥムの研究である。1950年代後半のニーダーザクセン州を対象に彼は、各地の「青少年保護連絡所」の編成と活動の過程を明らかにしている。当連絡所は女性刑事警察のイニシアチヴによって、非行の「予防」に当たっていたが、ハルプシュタルケ騒動に直面して「不器用」な対応をみせ、機動隊の出動という従来の「治安警察実践」に

頼らざるをえなくなったという。警察による「青少年保護」は明らかに限界をみせていた。⁽⁶³⁾

別の「現場」に目を転じよう。戦後における「公共の安寧と秩序」の確保は、社会問題や民意を直接に反映したものでありえたのだろうか。フュルメツはバイエルン州地方警察を対象として個々の業務実態を扱っている。警察による「月間報告」をもとにした1997年の論文において彼は、第一に、犯罪や勤務状況に関する「月間報告」は、一方で米占領軍による要請、他方で伝統的な内務行政の「官僚的業務」として定期的に作成され、内務省から末端の役場に至る行政階層間を行き交ったこと、第二に、49年夏以降、警察は、統計を操作することによって、「外国人」、「青少年」、「浮浪者」を潜在的犯罪者集団としてカテゴリー化し、「予防的撲滅」に向けた警察の権限、人員、装備の増強を上級官庁に対して要求したことを明らかにしている。さらに第三に、「民意」の項目において、警察の主観が民意として書き換えられていたという局面が明らかになっている。「外国人犯罪」を巡る「民意」の例では、外国人に対する率直な嫌悪の描写というよりはむしろ、反権威的な「公衆」に対

(59) Mittag, 15. 4. 1953; *Rheinische Post*, 21. 4. 1953.

(60) Der Oberstadtdirektor in Düsseldorf (Jugendamt), an den Chef der Polizei in Düsseldorf, den 30. 3. 1953, in: StAD, IV 18153; Der Chef der Polizei der Polizeibehörde in Düsseldorf, an den Oberstadtdirektor in Düsseldorf (Jugendamt), den 31. 3. 1953, in: StAD, IV 18153.

(61) Niederschrift über Sitzung des Jugendamtsausschusses am 27. 5. 1953, in: StAD, IV 18153; Bericht über die Jugendschutzwochen der Landeshauptstadt Düsseldorf vom 3.-17. Mai 1953, StAD, IV 18153.

(62) Mulot, “Erzieher in Uniform”, S.269f.

(63) Vgl. Grotum, T., “Jugendliche Ordnungsstörer. Polizei und Halbstarcken-Krawalle in Niedersachsen 1956–1959”, in: *Nachkriegspolizei*, S. 277–302.

する現行の執行能力に鑑みて、フラストレーションの吐露、警察力強化の要求、及び対処イデオロギーに関する叙述がなされていたというのである。以上をふまえて彼は、自らコントロールしうる程度の「危機的」な治安状況を絶えず「でっちあげ」続けることによって、警察が自らの活動と地位を強化する機会をもちえた⁽⁶⁴⁾と結論付ける。

続く1998年の論文ではフルメツは、実際に住民が寄せた告発・届出・密告と、それに対する警察の対応を扱っている。第一に、闇市取引の摘発に関して、住民から市長に至るまで「闇商人」の撲滅をまともには支持しておらず、警察は成果をあげることができなかったという。「治安当局のフラストレーションが鎮まる」のは、通貨改革を経て闇市が自然消滅してからである。第二に、近隣住民同士や家庭内の諍いへの介入に警察は慎重であった。これに対して州内務省は、「犯罪の有無にかかわらず」積極的に行動するように叱責したほどである。治安維持に有効な警察と住民のコミュニケーションは成立しなかったことが明らかになる。しかし第三に、売春、婦女子の「非行」、「ふしだらな」生活状況に対しては、住民と警察の共同作業が効果的に機能した。ただし、告発の動機と、警察の規律化

要求は一致するものではなかった。彼によれば、告発の信憑性を問わず警察は積極的に対応し、嫌疑者を「好ましからざる分子」や「反社会的家族ならびに分子」に分類した。その「成果」が警察権限を担保したという。以上、戦後西ドイツの「一見すると密告の乏しいコンテクスト」における地域的な事例から、彼は、警察が住民との間の日常的接触から恣意的に情報を整理、統合、操作する局面を析出⁽⁶⁵⁾している。

最近では、交通警察課題を巡る2001年の論文でフルメツは、交通警備隊が、闇市摘発などの多様な業務を経て1950年代にかけてプロフェッショナル化する過程を明らかにした。戦後のモータリゼーションによって人びとも交通規制を要求するなかで、第一に、52年12月に連邦レベルで成立した「道路交通⁽⁶⁶⁾安全法」は警察やバイエルン州政府の意向に沿うことはなかった。道路利用者の自己責任に信頼を置き、警察による課罰規定の強化や介入権限の拡大は盛り込まれなかったからである。そのため、バイエルン州警察は50年代に刑罰による威嚇と積極的な犯罪予防という二重の戦略を推し進めたという。第二に、日常的な交通監視活動や交通道德活動に際して、民間レベルの協力も存在した。前者に関し

(64) Vgl. Fürmetz, “‘Betrifft: Sicherheitszustand’- Kriminalitätswahrnehmung und Stimmungsanalysen in den Monatsberichten der bayerischen Landpolizei nach 1945”, in: *1999. Zeitschrift für Sozialgeschichte des 20. und 21. Jahrhunderts*, Heft 3, 1997, S. 39–54.

(65) Vgl. Fürmetz, “Last oder Hilfe für die Polizei? Anzeigen, Meldungen und Denunziationen im Nachkriegsbayern”, in: *Sozialwissenschaftliche Informationen*, 27. Jg. / Heft 2, 1998, S. 138–143.

(66) Gesetz zur Sicherung des Straßenverkehrs von 19. 12. 1952, BGBl. I, S. 832–836.

て、警察は「法廷で利用できない些細な密告の数々に」拒絶反応を示し、後者の活動として、当初警察が準備した「交通教育週間」や「交通事故防止週間」の運営について、地域団体に委ねることになったという。第三に、警察も独自に、青少年・児童に対する交通教育や市内交通整理に従事し、「善きお巡りさん」としての活動に努めた。このような過程をふまえてフルメツは、警察による規律化は19世紀にはプロレタリア下層に向けられていたのに対し、20世紀においては広範な道路利用者に向けられ、しかも彼らの違反意識の欠如に対して成果をあげられず、規律化は限界に突き当たっていたと結論付けている。その一方で、若年層に対する教育や交通整理の分野において、交通警察はプロ集団としてのイメージを獲得する機会を有した⁽⁶⁷⁾という。

以上、フルメツの研究を詳細に紹介した。彼の議論の核は、警察が権限を担保すべく、「成果」をあげるために、犯罪(者)や住民と作為的に関わっていたという事実である。ただし、「月間報告」に関する論文においては、「外国人」以外のカテゴリーの具体的事例は言及されないままであり、「密告」を対象とした分析も事例報告に乏しく試論の段階に留まっているのが現状である。また「交通警察」に関しても、全体の過程を自治体警察との関連で把握することが望まれよう。しかし本節をとおして明らかになったのは、ドイツ警察の

制度・組織の変化に依存することなく、警察と福祉行政との繋がりが、「現場」において継続していたということである。

V おわりに

以上の研究史の検討からわかるように、ドイツの警察史研究は近年、警察が関与したナチ犯罪の実態を明らかにし、さらに戦後警察をも対象として扱うようになってきている。その成果は、一次資料へのアクセスを前提としており、順次史料群が公開されるに伴って戦後警察の研究がさらに進展することが期待される。

本稿では、ドイツ警察の歴史研究の出発点を1970年代における犯罪の社会史研究に求め、80年代半ばを警察の社会史研究が深化する局面として研究史の概要を示した。この研究の進展は、歴史学が国家による権力行使のメカニズムを末端レベルに着目して分析するようになり、ナチ犯罪の実態究明にも積極的に携わったことと関係していた(第II節)。続いて、ナチ期から戦後にかけての警察制度・組織の史的変遷を巡る議論を整理・紹介した。綱領的な警察制度・組織の変化に限らず地域や末端における警察配置の実態を検討することで、戦後へと至るドイツ警察史がより明確に理解されよう(第III節)。さらに、ナチ期から戦後の具体的な警察活動の分析をとおして、政治的区分とは必ずしも一致しない歴史

(67) Vgl. Fürmetz, “‘Kampf um den Straßenfrieden’. Polizei und Verkehrsdisziplin in Bayern zwischen Kriegsende und beginnender Massenmotorisierung”, in: *Nachkriegspolizei*, S. 199–228.

的变化の諸相を明らかにした。戦後においては「脱警察化」とは相反して、警察が社会内部で広範な「現場」をもち続けたことが浮き彫りになっている。今後さらなる実態解明が必要とされよう（第 IV 節）。なかでも未だに歴史的な意味が問われていないのは、戦後に

おける「現場」の福祉業務でも、人びとが警察に対して諸々の要求をしたという局面についてである。⁽⁶⁸⁾ 今後の課題としたい。

（経済学研究科後期博士課程）

(68) フュルメツの研究でも散見しうる事態である。また、「青少年保護週間」開催の賛否を問わず、警察による「青少年保護」を要求する声が報道記事に見て取れる。*Rheinische Post*, 5. 5. 1953.